

東大和市民間クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)募集要項

1 趣旨

東大和市(以下「市」という。)では、熱中症による重大な健康被害を防止するため、気候変動適応法に基づく「東大和市民間クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)」(以下「クーリングシェルター」という。)として、一般開放にご協力いただける施設を募集します。

2 実施事項

クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施する。

- (1)熱中症特別警戒アラートが発表された時は、あらかじめ設定する事項(第3項第6号)において、当該施設を必ず開放する
- (2)熱中症特別警戒アラートの発表時以外においても、あらかじめ設定する事項(第3項第6号)において、市民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として当該施設を開放する
- (3)冷房設備の適切な管理
- (4)休息用の椅子等の準備
- (5)施設出入口等にクーリングシェルターである旨を表示したのぼり旗等の掲示

3 指定基準

クーリングシェルターの指定基準は、次の条件を満たすことのできる施設とする。

- (1)市内に所在を有すること
- (2)空間規模に応じた適切な冷房設備を有すること
- (3)熱中症特別警戒アラートが発表された時、当該施設を市民その他の者に開放できること
- (4)運用期間内において、熱中症特別警戒アラートの発表以外においても、当該施設を市民その他の者に一時休憩所として開放できること
- (5)市民その他の者の滞在に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保できること
- (6)市公式ホームページ等において、次に掲げる事項の公表に同意できること

ア 施設名称

イ 施設所在地

ウ 施設内の開放場所

エ 開放時間及び開放曜日

オ 受入可能人数

4 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

ただし、運用期間中に協定書を締結した場合は、締結日からの運用とする。

5 応募期間及び方法

クーリングシェルターの応募方法は次のとおりとする。

(1) 応募期間□: 随時

(2) 応募方法

本募集要項の内容を承諾のうえ、指定の申請フォーム(LoGoフォーム)から「東大和市民間クーリングシェルター指定申込書」の項目を入力して提出(送信)してください。

URL: <https://logoform.jp/f/c0EKN>



6 手続きの流れ

クーリングシェルターの指定は、次の手順により行います。

- (1) 申込書の提出
- (2) 申込内容の審査(必要に応じて市担当者が現地確認を行います。)
- (3) 指定可否の決定
- (4) 市と施設管理者との間での協定の締結
- (5) クーリングシェルターの指定及び施設情報等の公表(市ホームページ等)
- (6) 運用の開始

7 □指定解除および変更等

(1) 協定の解除

次のいずれかに該当するときは、市は協定を解除し、クーリングシェルターの指定を取り消すことができるものとする。

ア 第3項に掲げる指定基準を満たさなくなったとき

イ 指定内容に虚偽の事実が判明したとき

ウ 施設から指定解除の申出があったとき(施設の廃止・移転等)

エ 公序良俗に反する行為等、クーリングシェルターの指定の継続が不適当と認めたとき

(2) 指定内容の変更

第3項第6号の指定内容に変更が生じた場合(店舗改装等で一時休止する場合も含む)は、市へ速やかに報告するものとする。

(3) 情報の更新

協定の解除又は指定内容を変更した場合、市は速やかにホームページ等の掲載情報を削除又は修正する。

8 その他

- (1) クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要経費は施設負担とする。
- (2) 利用者が施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償を負わない。
- (3) 熱中症予防に関する情報提供及び啓発物の配布は市が行う。